

各 位

会 社 名 株式会社シャノン 代表者名 代表取締役社長 中村 健一郎 (コード:3976、東証マザーズ) 問合せ先 取締役 経営管理担当 友清 学

(TEL. 03-6743-1551)

第三者割当による第 18 回新株予約権乃至第 20 回新株予約権(行使価額修正条項付)の 払込完了に関するお知らせ

当社は2019年7月16日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による第18回新株予約権乃至第20回新株予約権(以下、総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、本日付で割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドより発行価額の総額(1,449,600円)の払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細は、2019 年 7 月 16 日に公表いたしました「第三者割当による第 18 回乃至第 20 回新株予約権(行使価額修正選択権付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権発行の概要

(1)	割当日	2019年8月1日
(2)	新株予約権の総数	1,450 個
		第 18 回新株予約権 700 個
		第 19 回新株予約権 500 個
		第 20 回新株予約権 250 個
(3)	発行価額	総額 1, 449, 600 円
		第 18 回新株予約権 1 個につき 1,408 円
		第 19 回新株予約権 1 個につき 877 円
		第 20 回新株予約権 1 個につき 102 円
(4)	当該発行による	145,000株(新株予約権1個につき 100株)
	潜在株式数	第 18 回新株予約権 70,000 株
		第 19 回新株予約権 50,000 株
		第 20 回新株予約権 25,000 株

(5) 資金調達の額

519,049,600 円

(内訳)

第18回新株予約権

新株予約権発行による調達額: 985,600円

新株予約権行使による調達額: 117,600,000円

第19回新株予約権

新株予約権発行による調達額: 438,500円

新株予約権行使による調達額: 200,000,000円

第20回新株予約権

新株予約権発行による調達額: 25,500円

新株予約権行使による調達額: 200,000,000円

(注)すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

(6) 行使価額及び行使 価額の修正条件

当初行使価額(固定)

第 18 回新株予約権 1,680 円

第19回新株予約権 4,000円

第 20 回新株予約権 8,000 円

各本新株予約権の行使価額は、発行当初は上記の金額で固定されているものの、当社の資金調達需要、株価動向等を総合的に勘案し、その必要があると当社が判断した時には、当社取締役会決議により行使価額の修正を個別に行うことができます。

当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた 20 取引日(又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日)以降、各本新株予約権の発行要項に定める期間の満了日まで、行使価額は各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の 90%に相当する金額に修正されます。

下限行使価額

第 18 回新株予約権 1,406 円

第19回新株予約権 1,406円

第 20 回新株予約権 1,406 円

上記の計算により算出される行使価額が各本新株予約権の下限行使価額

		を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
		なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をい
		います。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる取引が取
		引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限を含む。)があった場合には、
		当該日は取引日にはあたらないものとします。
		また、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、各本新株予約権の発行要
		項に定める本新株予約権の行使請求に係る通知を当社が受領した日をい
		います。
		上記の修正とは別に、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要
		項に従って調整される場合があります。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当て
	(割当予定先)	ます。
		第 18 回新株予約権
		2019年8月2日から2021年7月31日までとする。
(0)	新株予約権の行使	第 19 回新株予約権
(8)	期間	2019 年 8 月 2 日から 2021 年 7 月 31 日までとする。
		第 20 回新株予約権
		2019年8月2日から2021年7月31日までとする。